

3 川 監 公 第 1 7 号
令和 3 年 1 2 月 3 日

川崎市職員措置請求に係る監査委員の勧告に基づく措置等について（公表）

川崎市職員措置請求に係る監査委員の勧告（令和 3 年 8 月 1 9 日付け 3 川 監 第 4 4 7 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 9 項の規定により、川崎市長から通知がありましたので、同項の規定に基づき公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	植 村 京 子

3川総コ第119号
令和3年11月30日

川崎市監査委員 大村 研一 様
同 植村 京子 様

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員措置請求に係る監査の結果に基づく措置について（通知）

令和3年8月19日付け3川監第447号で通知のありました勧告について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、別添の
とおり通知します。

3川議庶第1674号
令和3年11月26日

総務企画局長 様

議会議長

川崎市職員措置請求に係る措置状況報告について（回答）

令和3年8月20日付け3川総コ第76号で依頼のありました標記の件につきまして、令和3年8月19日付け3川監第447号による勧告に関し、別紙のとおり回答します。

庶務課〔政務活動費〕
内線53103

川崎市職員措置請求に係る監査の結果に対する措置状況

〔勧告の要旨〕

秋田恵議員が令和元年度に支出した広報・広聴費と事務所費について、市長は政務活動費の支出の妥当性を検証し、政務活動費を充てるべきではない経費であったと認められた場合には、秋田恵議員に対して期限を定めて返還を求めるなど、必要な措置を講じられたい。

〔措置の内容〕

議会局総務部庶務課において、令和元年度の政務活動費の収支報告書及び支出確認書類、住民監査請求の公表結果、秋田恵議員が提出した資料、秋田恵議員へのヒアリング等により事実関係等を確認し、検証しました。

検証の結果、令和元年度に秋田恵議員が支出した政務活動費のうち事務所費について、2階（201号室）は政務活動事務所としての実体を有しておらず、その賃料を政務活動費として支出することは妥当性を欠いており、不適法と言わざるを得ません。

また、令和元年度に秋田恵議員が支出した政務活動費のうち広報・広聴費について、構成費、デザイン費及び修正費で作成した市政報告はいずれも相当部分が重複したものとなっており、デザイン費及び修正費で作成したとされるデザイン案も支出当時に作成されたものとは認められず、その支出は社会通念上過大であると言わざるを得ません。

したがって、令和元年度に秋田恵議員に対して支出した政務活動費のうち事務所費については1/2相当額である17万4399円、広報・広聴費については1/2相当額である27万5000円の返還請求を行っていくものとします。

なお、検証結果の詳細は、別紙「秋田恵議員の政務活動費に関する住民監査請求の監査結果に対する検証について」に記載のとおりです。

秋田恵議員の政務活動費に関する住民監査請求の監査結果に対する検証について

1 住民監査請求について

令和3年6月21日付け及び同年6月23日付けで川崎市職員措置請求書が監査委員に提出され、同年8月19日に監査結果が公表された。監査委員は、秋田議員が令和元年度に支出した広報・広聴費と事務所費の一部について、返還請求を行う必要があるとの判断を示し、市長は政務活動費の支出の妥当性を検証し、政務活動費を充てるべきではない経費であったと認められた場合には、秋田議員に対して期限を定めて返還を求めるなど、必要な措置を講じられたいとの勧告がなされた。

2 検証の進め方について

検証は、政務活動費に関する業務を所管する議会局総務部庶務課で行うこととし、住民監査請求の公表結果、秋田議員が本検証で提出した資料、秋田議員へのヒアリング、秋田議員の令和元年度の政務活動費に関する収支報告書及び支出確認書類等により事実関係を確認し、検証した。秋田議員が住民監査請求で監査委員に提出した書類と関係人調査の陳述録を確認するため、その資料の提出を秋田議員に依頼したが、秋田議員から監査委員に提出した書類及び陳述録は非公開との理由で提出を拒まれたため、検証の資料とはしていない。

3 事務所費について

(1) 監査委員の判断

秋田議員の事務所が入った建物外側には、看板、ポストの表札などがなく、外観上事務所としての形態を備えているとは認め難いものの、同建物の別入口から入った1階の部屋の入口外側には、秋田議員のポスターが貼られ、その1階の部屋内には、机、いす、コピー機、パソコンなどの備品が設置されており、常勤事務員はいないが、事務所として一定の形態を整えていることが認められる。

他方、建物の2階の部屋にはソファとローテーブルが設置されているのみで、建物内の廊下から見た入口付近にも事務所としての形態を整えているものはなく、この2階の賃借料に政務活動費を充てていることについての何らの説明もなく、2階の賃借料は合理性を欠くと言わざるを得ない。

したがって、本件事務所の支出のうち、少なくとも2階の部屋の賃借料を政務活動費として支出することは不適法と言わざるを得ない。

よって、市長は、秋田議員に支出した事務所費に係る政務活動費のうち、1/2相当額である17万4400円の返還請求を行う必要があるといえる。

(2) 検証すべき点

令和元年度に秋田議員が支出した事務所費について、令和元年12月15日から令和2年3月31日までの秋田議員の事務所の2階部分の賃料を政務活動費から支出することの妥当性について検証する。

(3) 事務所の概要及び事務所賃料の支出状況

ア 秋田議員は、令和元年12月15日から、幸区中幸町の3階建て建物の1階の1室(101号室)と2階の1室(201号室)の計2室を賃貸借しており、2室合計の面積は43.69㎡である。

イ 2室合計の賃料は月額19万9000円である。

※秋田議員は事務所では政務活動以外の活動を行っているとして按分し、賃料の1/2を政務活動費として計上している。

ウ 賃貸借契約書では、事業内容は川崎市議会議員事務所及び市民コミュニティとしている。

エ 収支報告書及び支出確認書類から、令和元年12月分及び令和2年1月分の事務所家賃で14万9415円、令和2年2月分及び3月分の事務所家賃で19万9385円を計上している。(いずれも送金手数料を含み、政務活動以外の活動が含まれるため、総額から1/2を按分した金額である。なお、令和元年12月分及び令和2年1月分、令和2年2月分及び3月分と分かれているのは、令和2年1月31日のチーム無所属川崎市議会議員団の解散に伴い、政務活動費の交付対象が分かれたためである。)

(4) 秋田議員の主張

ア 事務所で行っている政務活動は、議会質問のための調査と研究、外部研修の調査選定と参加前準備・オンライン研修への参加・参加後の課題整理、政務活動報告に関する事務及び会議、団体や個人からの相談及び受け取り等対応業務、本市所管課への現状報告と課題整理及び提案業務、本市への要望書作成業務、本市への陳情対応及び書類作成補助業務、陳情項目の対応報告、市政報告作成会議の開催、市政に関する注意喚起業務、本市制度に関する勉強会の開催、フォーラムへのオンライン参加やオンライン傍聴業務、委員会等オンライン傍聴業務等である。

イ 1階の101号室(以下、「1階部分」という。)では、市政相談のほか、一般的な市政関係や公になっている情報に関する執務を行い、2階の201号室(以下、「2階部分」という。)では、個人情報や公になっていない情報に関する執務のほかに要望書の作成の執務を行っている。また、個人情報に関する書類は2階部分で保管している。

ウ 本検証では、下記の秋田議員が提出した事務所の写真のとおり、1階部分及び2階部分の入口外側及び部屋の内部の8枚の写真の資料を提出しており、撮影時期についての議会局からの照会に対し、令和3年10月19日付け文書でいずれの写真も令和2年1月から3月に撮影したものと回答した。その後、同年11月4日のヒアリングにおいて、③及び④の写真は市が作成した元川崎フロンターレ選手のポスター（以下、「本件ポスター①」という。）及び市が作成した藤子・F・不二雄ミュージアム10周年記念のポスター（以下、「本件ポスター②」という。）が届いた後の令和3年度に撮影したもので、③及び④の写真以外は令和元年度に撮影したものと回答を訂正した。

＜秋田議員が提出した事務所の写真（以下、「本件写真」という。）＞

- ① 1階部分のエントランスホール（オートロック、インターホンあり）
- ② 1階部分の入口外側のドア前（秋田めぐみと書かれたポスターあり）
- ③ 1階部分の内部（机、椅子、パソコン、ポスター（秋田議員の名前と顔写真が入ったもの、本件ポスター①、本件ポスター②）あり）
- ④ 1階部分の内部（机、椅子、パソコン、コピー機あり）
- ⑤ 2階部分の入口外側のドア前（川崎市議会議員秋田めぐみ事務所と書かれた表札あり）
- ⑥ 2階部分の入口外側のドア前（川崎市議会議員秋田めぐみ事務所と書かれた表札の拡大写真あり）
- ⑦ 2階部分の内部（机、椅子、パソコン、プリンター、書類棚あり）
- ⑧ 2階部分の内部（机、椅子、パソコン、プリンター、書類棚あり）

エ 2階部分の部屋の内部には、机・椅子・パソコン・プリンター・書類棚等の政務活動に使用する備品を設置しており、令和3年8月19日に公表された住民監査請求の監査結果で政務活動事務所と認められた1階部分と同じ状態であるため、2階部分も政務活動事務所と言える。

オ 令和3年8月19日に公表された住民監査請求では、2階の「建物の廊下から見た入口付近」の写真を監査委員に提出しておらず、監査委員は事実を確認していないにも関わらず、「建物内の廊下から見た入口付近にも事務所としての形態を整えているものはなく」と事実と異なる説明をしている。

(5) 市の検証及び判断

ア 「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」では、政務活動とは、調査研究、研修、広報、広聴（市民相談を含む。）、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動と規定し（条例第10条第1項）、事務所費について、会派又は交付対象議員がその活動に必

要な事務所の設置及び管理に要する経費と規定している。(第10条別表)

また、川崎市議会の「政務活動費の運用指針」では、事務所費で支出ができる事務所とは、事務所としての形態を備えているものに限り、事務所としての実体については、使用実績、看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断することとしている。

イ 秋田議員から提出された本件写真の8枚の撮影時期について、③及び④には、市が令和3年1月に公表した本件ポスター①や、市が令和3年7月に公表した本件ポスター②が写っていることから、令和3年7月以降に撮影されたものと認められる。

そうすると、本件写真の③及び④以外の6枚は、いつ撮影されたものなのか。

この点について、本件写真の③及び④以外にも同じ用紙に印刷されたものであり、秋田議員から本件写真の提出以前に別の写真が提出されてもいないことから同じ時期に撮影されたものと考えるのが自然である。

次に、秋田議員は令和3年10月19日付け文書で、本件写真はいずれも令和2年1月から3月に撮影したものと回答していたが、同年11月4日のヒアリングでは、本件ポスター①及び本件ポスター②の写った本件写真の③及び④のみ、市が作成したポスターが届いた後(令和3年度)と回答を変更しており、その変更した理由についても説明しておらず、令和元年度に撮影したことを根拠づける資料の提出もないことから、③及び④以外の6枚の写真も③及び④と同じ時期の令和3年7月以降に撮影されたものと認められる。

また、令和3年7月に公表されたポスターが自らの事務所に貼られた時点を令和2年1月から3月であったと間違えるということは考えにくいことから、秋田議員は当初、議会局からの撮影時期の照会に対し、事実を述べていなかったと言わざるを得ない。

ウ 秋田議員が本検証で提出した1階部分及び2階部分の入口外側及び部屋の内部を写した8枚の写真は、令和3年7月以降の事務所の状況を示すもので、本検証の対象となっている令和元年度(令和元年12月15日～令和2年3月31日)の2階部分の状況を示す根拠にならない。秋田議員は令和元年度の2階部分の状況を示す資料を提出しておらず、令和3年8月19日に公表された住民監査請求の監査結果では、2階部分の入口外側についての記述はなく、部屋の内部については「2階の部屋にはソファとローテーブルが設置されているのみ」としている。もっとも、秋田議員に住民監査請求で提出した資料の提出を依頼したが、拒まれたため、本検証でその写真を確認することはできないが、秋田議員から提出を拒まれた2階部分のソファとローテーブルが写っている写真について、秋田議員が本検証で提出した令和3年10月13日付け意見書において、「秋田めぐみ政務活動事務所2階執務室の写真については、(中略)事務所としての要件を満たしていることが確認できる2枚を提出したものです。その撮影時期につきましては、令和2年1月に家具を購入した際、購入し搬入

した家具を記録として残すための撮影したものであり」と説明しており、少なくとも令和2年1月時点では、2階部分の状況が当該写真の状況であったことが認められる。

エ その他の事務所としての実体に関して、看板や表札等の外形については秋田議員から令和元年度当時を示すものが提出されていないことから不明であり、令和元年度の事務所の使用実績を照会したが、秋田議員から回答を拒まれたため、使用実績を確認することができなかった。また、常勤事務員の存在することは確認できておらず、賃借目的については、賃貸借契約書では、事業内容を川崎市議会議員事務所及び市民コミュニティとしている。

オ 以上のことから、秋田議員が本検証で提出した写真は、いずれも令和3年7月以降の事務所の状況を示すものであり、令和2年1月時点の2階部分はソファとローテーブルが設置されているのみで、令和元年度に2階部分を政務活動事務所として使用していたことの合理的な説明や根拠づける資料の提出も秋田議員からされておらず、2階部分については、政務活動事務所としての実体を有していると認めることはできない。

秋田議員は事務所で上記(4)アの政務活動を行っており、2階部分では、個人情報や公になっていない情報に関する執務、要望書の作成を行うとともに、個人情報に関する書類を保管していると主張しているが、上記イから秋田議員は事実を述べているとは認められない。また、令和3年10月22日に公表された住民監査請求では、監査委員に対して撮影時期について事実と異なる説明をしていたこと、同年11月4日のヒアリングにおいても、最終的には本件写真の③及び④は令和3年度に撮影したものと認めたが、市議会議員は市民に説明責任を負っている立場にありながら、市の検証において資料の提出を拒み、事実と異なる回答を行い、誠実な対応をしていないことから、秋田議員の主張をにわかに信用することはできない。さらに、秋田議員から主張を根拠づける資料の提出もされていない。

したがって、2階部分の賃料を政務活動費から支出することは妥当性を欠いていると言わざるを得ない。

(6) 結論

令和元年度に秋田議員が支出した事務所費について、令和元年12月15日から令和2年3月31日までの2階部分は政務活動事務所としての実体を有しておらず、2階部分の賃料を政務活動費として支出することは妥当性を欠いており、不適法と言わざるを得ないことから、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例の定めには違反したものであると認められるため、令和元年12月分及び令和2年1月分の事務所賃料の1/2相当額である7万4707円、令和2年2月分及び3月分の事務所賃料の1/2相当額である9万9692円の合計17万4399円の返還請求を行っていくものとする。

4 広報・広聴費について

(1) 監査委員の判断

4種類の市政報告（※）の内容は、最初に作成した市政報告（秋田議員提出資料別紙D-1）をベースとして、会派の名称を削除し、縦書き2段を横書き2段への組替えしたもの（同D-2）、議会質問等を加筆したもの（同D-3）、A4判S型をA4判E型へ組替えし、SDGsの絵や評価を加筆したもの（同D-4）であるが、その内容に大きな変更や加筆はなく、相当部分が重複したものとなっている。

以上によれば、上記4種類の市政報告は、いずれも相当部分が重複している上、支出伝票上の件名に記載された項目と実際の内容に相違があること、成果物が電子データに加筆修正されただけであること等を考慮すると、最初の「原稿費」を除く、「構成費」、「デザイン費」、「修正費」とされた合計55万円の1/2については、社会通念上、過大であると言わざるを得ない。

したがって、市長は秋田議員に支出した広報・広聴費に係る政務活動費のうち、市政報告構成費、市政報告デザイン費及び市政報告修正費に充てられた額の1/2相当額である27万5000円の返還請求を行う必要があるといえる。

（住民監査請求公表文より）

※4種類の市政報告とは、「市政報告 原稿費」、「市政報告 構成費」、「市政報告 デザイン費」、「市政報告 修正費」で作成したもののこと。

(2) 検証すべき点

令和元年度に秋田議員が支出した広報・広聴費のうち、社会通念上、過大であるとされた構成費、デザイン費、修正費の支出の妥当性について検証する。

(3) 作成した市政報告

市政報告の作成に伴い支出した金額、支出年月日、支出伝票に記載されている主な使途内容及び住民監査請求の公表結果で示された事実は次のとおりである。

支出伝票 件名	金額 (円)	支出年月日	支出伝票に記載され ている主な使途内容	住民監査請求の公表 結果で示された事実
市政報告 原稿費	330,000	令和2年 2月12日	市政報告作成のため の調査及び原稿作成 費	市政報告No.1の作 成
市政報告 構成費	165,000	令和2年 2月12日	市政報告作成のため の内容及び全体の構 成確認費	市政報告No.1から 会派名を削除
市政報告 デザイン費	275,000	令和2年 2月13日	市政報告のレイアウ ト及びデザイン費	市政報告No.1に加 筆
市政報告 修正費	110,000	令和2年 2月13日	市政報告内容及びデ ザイン並びにレイア ウト修正費	市のSDGsの取組と 連動したものを加 筆

※「支出伝票件名」は、政務活動費の収支報告書を提出する際に、各支出の内容を記した支出伝票を作成して、その写しを提出することになっており、各支出伝票の件名のこと。

※「市政報告 原稿費」、「市政報告 構成費」、「市政報告 デザイン費」、「市政報告 修正費」について、いずれも同じ事業者が市政報告を作成している。

(4) 秋田議員の主張

ア 構成費について、作成した市政報告の用紙サイズはA4、頁数は2頁で、本検証において、原稿費と構成費で作成した市政報告の1頁目と構成費作成の際に使用した資料の一覧を記載した意見書添付資料を提出した。

原稿費で作成した市政報告の1頁目には、秋田議員の顔写真と「秋田めぐみ市政報告」の見出し、「台風浸水被害緊急要望書を市長に提出」という記事と要望書を市長に手交する写真を掲載し、構成費で作成した市政報告の1頁目も同じ内容になっている。

しかし、構成費での作業として、解散前の会派名を削除しただけでなく、全体のイメージが崩れないよう構成を変更し、掲載していない政務活動の報告を追加するかの検討と構成への影響の検証等、事前の準備作業が新たに発生したため、金額は相応のものである。

イ デザイン費について、作成した市政報告の用紙サイズはA4、A案からD案まで4つのデザイン案を作成し、頁数はA案では4頁となっている。本検証で、構成費で作成した市政報告とデザイン費で作成した市政報告の4つのデザイン案のそれぞれ1頁目を記載した意見書添付資料を提出した。

構成費で作成した市政報告の1頁目には「台風浸水被害緊急要望書を市長に提出」の記事を掲載し、デザイン費で作成した市政報告の1頁目には、A案は

「鷺沼駅周辺再編整備について」「森林環境贈与税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」の記事、B案は「森林環境贈与税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」「木材利用促進について」「JR川崎駅北口通路等整備事業について」「自転車対策事業について」「緑地保全事業について」「羽田空港新飛行ルート」「市長に台風浸水被害緊急要望書を提出」の記事、C案は「市長に台風浸水被害緊急要望書を提出」の記事、D案は「森林環境贈与税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」「羽田空港新飛行ルート」「市長に台風浸水被害緊急要望書を提出」の記事を掲載した。

デザイン費での作業としては、一人会派の無所属議員であることを明確にするため、議会質問を多く取り上げるよう内容を変更し、新たに記事を作成した。また、4つの新たなデザイン案を作成し、その中から一案を採用したもので、金額は相応のものである。

ウ 修正費について、作成した市政報告はホームページに合うサイズに変更し、本検証において、デザイン費で作成した市政報告のA案と修正費で作成した市政報告のA案・B案の2つのデザイン案のそれぞれ1頁目を記載した意見書添付資料を提出し、その後、修正費で作成した市政報告A案の全頁（A4サイズ5頁）を提出した。

意見書添付資料では、デザイン費で作成した市政報告には上記イのA案の記事を掲載し、修正費で作成した市政報告には、A案・B案いずれも「森林環境贈与税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」を掲載した。また、意見書添付資料の提出後に提出した市政報告A案（全5頁）には、「森林環境税とは」「森林環境贈与税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」「鷺沼駅周辺再編整備について」「木材利用促進について」「JR川崎駅北口通路等整備事業について」「SDGsとは」「自転車対策事業について」「緑地保全事業について」「羽田空港新飛行ルートとは」「羽田空港新飛行ルート案について」「台風浸水被害緊急要望書を提出」を掲載した。また、SDGsに関する調査を行い、それぞれの記事にはSDGsのマークを入れている。

エ 令和3年8月19日に公表された住民監査請求における監査委員の判断「4種類の市政報告は、いずれも相当部分が重複している」ことについて、上記ア、イ及びウのとおりであり、いずれも重複している部分は一部であり、新たな記事の作成やSDGsの分類、デザイン的大幅変更もあり、事実と異なっている。

次に、住民監査請求における監査委員の判断「支出伝票上の件名に記載された項目と実際の内容に相違がある」ことについて、上記ア、イ及びウのとおりであり、支出伝票の記載項目と実際の内容に相違はない。

次に、住民監査請求における監査委員の判断「成果物が電子データに加筆修正されただけである」ことについて、構成費、デザイン費、修正費において、

内容の変更、記事の追加、構成の変更、デザインの追加、レイアウトの変更、イラストの追加等を行っており、監査委員の主張する「加筆修正された「だけ」」ではなく、加筆修正という範囲を明らかに大きく超えた変更がされている。

(5) 市の検証及び判断

ア 「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」では、政務活動とは、調査研究、研修、広報、広聴（市民相談を含む。）、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動と規定し（条例第10条第1項）、広報・広聴費について、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費と規定している。（条例第10条別表）

また、川崎市議会の「政務活動費の運用指針」では、広報紙の作成に当たっては、内容により政務活動との関連性を個別に判断し、必要に応じ、適切な按分によって支出すること、作成業務の委託は委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結し、成果物は会派または議員において保管することとしている。

イ 構成費について、秋田議員が本検証で提出した意見書添付資料から、構成費で作成した市政報告の2頁目は提出されておらず、その内容を確認することはできない。1頁目については全体の構成を縦書き2段から横書き2段に組み替えてはいるものの、「台風浸水被害緊急要望書を市長に提出」という記事は、原稿費で作成された記事から解散前の会派名を削除しただけのものであり、一定の作業が発生していることは間違いないものの、構成費で作成した市政報告は、原稿費で作成した市政報告と記事の内容はほぼ重複していると認められる。

ウ デザイン費について、秋田議員が本検証で提出した意見書添付資料から、一部の記事は構成費で作成したものを使用しているが、令和3年8月19日に公表された住民監査請求の監査結果でも認められているように、議会質問の記事を新たに作成し、一定の作業が発生したことは認められる。

次に、秋田議員は4つのデザイン案を作成したと主張しているが、政務活動費の収支報告書とともに提出する支出伝票には、そのような記述はなく、本検証においても4つのデザイン案の全頁の提出はされていない。また、住民監査請求の監査結果にも、4つのデザイン案が作成されたとの記述はなく、採用されなかったデザイン案は住民監査請求で提出されていないものと考えられる。さらに、秋田議員の上記主張は同年8月19日に公表された住民監査請求の監査結果後に新たに追加されたものであるが、このことについて秋田議員から合理的な説明もなく、3(5)イのとおり、事務所費において秋田議員は事務所写真の撮影時期について事実と異なる主張をしていることも鑑みると、採用され

なかったデザイン案はデザイン費を支出した当時に作成されたものとは認められない。

エ 修正費について、作成した市政報告の記事は「森林環境税とは」「SDGsとは」の2つの記事のほかは、デザイン費で作成した市政報告（「森林環境贈与税について」「投票環境の向上について」「通学路の更なる安全確保について」「鷺沼駅周辺再編整備について」「木材利用促進について」「JR川崎駅北口通路等整備事業について」「自転車対策事業について」「緑地保全事業について」「羽田空港新飛行ルートとは」「羽田空港新飛行ルート案について」「台風浸水被害緊急要望書を提出」）の記事にSDGsのマーク等を加えたもので、一定の作業が発生していることは間違いのないものの、デザイン費で作成した市政報告と記事の内容はほぼ重複していると認められる。

次に、秋田議員は本検証で2つのデザイン案を作成したと主張しているが、政務活動費の収支報告とともに提出する支出伝票には、そのような記述はなく、本検証においても採用されなかったB案の全頁の提出はされていない。また、住民監査請求の監査結果にも、2つのデザイン案が作成されたとの記述はなく、採用されなかったデザイン案は住民監査請求で提出されていないものと考えられる。さらに、秋田議員の上記主張は令和3年8月19日に公表された住民監査請求の監査結果後に新たに追加されたものであるが、このことについて秋田議員から合理的な説明もなく、3(5)イのとおり、事務所費において秋田議員は事務所写真の撮影時期について事実と異なる主張をしていることも鑑みると、採用されなかったデザイン案は修正費を支出した当時に作成されたものとは認められない。

オ 以上のことから、構成費、デザイン費、修正費で作成された市政報告は、一定の作業が発生していることは認められるものの、その記事の相当部分が重複していると認められ、かつ、いずれの市政報告を作成したのも同一の事業者である。

また、デザイン費で4つのデザイン案、修正費で2つのデザイン案を新たに作成したとしているが、デザイン費及び修正費を支出した当時に作成されたものとは認められない。

さらに、構成費、デザイン費、修正費で作成した市政報告のうち、秋田議員のホームページで公開されているのは修正費で作成した市政報告のみである。

したがって、構成費、デザイン費、修正費で作成した市政報告の作業内容を鑑みると、構成費、デザイン費、修正費で支出した金額の合計額は、社会通念上、過大であると認めざるを得ない。

(6) 結論

令和元年度に秋田議員が政務活動費から支出した広報・広聴費について、構成費、デザイン費、修正費で作成した市政報告は、その支出が社会通念上、過大で

あると言わざるを得ないことから、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例の定めに違反したものであると認められる。一方、その支出は社会通念上、過大であるとは言うものの事業者には一定の作業が発生していることから住民監査請求の監査委員の判断を尊重し、1/2の限度で返還請求を行うこととし、構成費、デザイン費、修正費で支出した合計55万円の1/2相当額である27万5000円の返還請求を行っていくものとする。

〈参考〉

1 秋田議員から提出された文書

- (1) 「秋田恵議員の令和元年度の政務活動費の支出報告書等の閲覧と議会局からの確認事項について」について（令和3年10月7日付け）
- (2) 「秋田恵議員の令和元年度及び令和2年度の政務活動費に対する議会局からの確認事項について」について（令和3年10月11日付け）
- (3) 意見書及び意見書添付資料（別紙1～4）（令和3年10月13日付け）
- (4) 「2川監公第7号 令和3年8月19日 川崎市職員措置請求について（公表）」後の事実確認について（令和3年10月15日付け）
- (5) 「秋田恵議員からの意見書及び添付資料（別紙1～4）について」について（令和3年10月19日付け）
- (6) 「ヒヤリング調査の実施について（通知）」について（令和3年11月4日付け）
- (7) 「資料の御提出について」について（令和3年11月12日付け）
- (8) 意見書（令和3年11月18日付け）
- (9) 広報・広聴費についての追加意見書と証拠書類の提出（令和3年11月25日付け）

2 秋田議員へのヒアリング

令和3年11月4日実施